

京都市監査委員告示第1号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成16年7月1日

京都市監査委員 磯 辺 寿 子
同 今 枝 徳 藏
同 江 草 哲 史
同 藤 井 昭

1 氏名及び住所

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|--------------------------|
| 中野 修 | 京都府向日市上植野町下川原21番地の6 |
| 中村 清之 | 京都市中京区六角通東洞院東入膝屋町183番地の1 |
| 南部 啓子 | 京都市中京区麩屋町通竹屋町下る笹屋町480番地 |
| 横井 猛彦 | 京都市左京区浄土寺下馬場町31番地の11 |
| 市木 雅之 | 滋賀県草津市東矢倉3丁目33番44-5号 |

2 事務を補助できる期間

平成16年7月1日から平成17年3月31日まで

(監査事務局第一課)